

前期期間の総括と中間見直しの方針

1 豊田市成年後見制度利用促進計画について（令和2年3月策定）

計画期間 令和2年度から令和7年度まで
目指すまちの姿 安心して自分らしく生きられる 支え合いのまち
 ～いつまでも意思が尊重され つながり・支え合う
 権利擁護支援の推進～
位置付け ・「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の第14条第1項に規定される市町村計画として策定
 ・「豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と連動して策定
具体的取組 【重点取組】新規又は拡充を行う取組
 【基礎取組】既に実施している基本的な取組
 【懸案事項】体制強化に向けて検討を進める事項

2 中間見直しの考え方

前期期間（令和2～4年度）における**計画の取組評価**を行った上で、**国の動向、社会情勢の変化（コロナ禍、デジタルトランスフォーメーション等）、当事者、関係者の意見**等を踏まえて見直しを行う。

国：第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月閣議決定）

計画期間 令和4年度から令和8年度まで
ポイント ①「権利擁護支援」が、地域共生社会の実現に向けて、本人を中心とした支援・活動における共通基盤として位置付けられた。
 ②市町村計画に「盛り込むことが望ましい内容」が示された。
 ③成年後見制度を含めた総合的な権利擁護支援策の充実という施策が示された。

3 計画の取組評価と後期間（令和5～7年度）における取組の方向性

重点取組（計画図書該当ページ）	取組評価	後期間における取組の方向性
支援者・専門職向け研修会の開催（P.43）	計画通り	基礎取組に移行
センターにつなげるケースの目安の作成（P.45）	計画通り	基礎取組に移行
とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり（P.51）	一部実施	重点取組として継続
親族後見人・市民後見人向け専門職相談会の実施（P.55）	計画通り	基礎取組に移行
送付先変更に係る手続き事務の簡素化（P.55）	一部実施	重点取組として継続
豊田市版意思決定支援ポイント集の作成と普及（P.57）	計画通り	重点取組として継続
身寄りのない市民等が安心して入所・入院できる環境整備（P.59）	一部実施	重点取組として継続

※基礎取組（14取組）は、一部の取組を「重層的支援体制整備事業」の取組と一体的に実施するなど充実させ継続する。
 ※懸案事項（4取組）は、「2 中間見直しの考え方」に沿って、重点取組（2）、基礎取組（1）、懸案事項（1）に整理する。

国の第二期基本計画を踏まえた中間見直しへの反映

- ①本計画では「権利擁護支援」の考え方を既に取り入れているため、「目指すまちの姿」の見直しは不要。
- ②本計画では「盛り込むことが望ましい内容」を既に取り入れているため、「取組の体系」の見直しは不要。
- ③成年後見制度以外の権利擁護支援策として「豊田市地域生活意思決定支援事業」等の取組や権利擁護支援の重要な要素である「意思決定支援」に関する取組を重点取組に追加。

社会情勢の変化

○全庁一体でデジタル化推進本部を中心とし、DXを推進

当事者、関係者の主な意見

- 重度障がい者など様々な人への意思決定支援の取組が必要。
- 施設等での虐待防止の観点を踏まえ、介護・障がい事業所権限のある部署と連携した対応が必要。
- 消費生活相談との連携など権利救済の視点も重要。

計画における「目指すまちの姿」・「取組の体系」は継続しつつ、「**具体的取組やその内容**」については見直しを実施。

★重点

（旧名称：身寄りのない市民等が安心して入所・入院できる環境整備）
身寄りのない市民等が入所・入院を含め地域で安心して生活し続けられる環境整備

計画図書P.59



（担当部署）福祉総合相談課、生活福祉課

- ・法律、医療、福祉関係者等で構成される部会を「豊田市成年後見・法連携推進協議会」に設置するとともに、身寄りを頼ることを前提にしない支援のあり方を検討します。
- ・また、国の動向を踏まえながら、日常的な金銭管理支援と意思決定支援を組み合わせた「豊田市地域生活意思決定支援事業」に取り組みます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	実態調査	課題整理	対応策の検討	身寄りのない方への支援あり方検討部会等を通じた支援の検討		
				豊田市地域生活意思決定支援事業の実践		

★重点

（旧名称：豊田市版意思決定支援ポイント集の作成と普及）
市民・多職種と連携した意思決定支援の普及

計画図書P.57



（担当部署）地域包括ケア企画課、福祉総合相談課、高齢福祉課、障がい福祉課

- ・「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」をはじめ、意思決定支援等に係る各種ガイドラインに沿った研修等を実施します。
- ・市民の参画を得ながら「豊田市地域生活意思決定支援事業」に取り組みます。（再掲）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	ポイント集の普及 市民啓発策の検討	合同研修・意見交換会	"	各種ガイドライン等に沿った研修等実施		
				豊田市地域生活意思決定支援事業の実践（再掲）		

★重点

計画図書P.51

とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり

市民 支援者 専門職 センター 豊田市
(担当部署) 福祉総合相談課

- 市民による権利擁護支援活動として重要な意思決定支援や身上保護の要素を充実させて、「とよた市民後見人養成講座」を実施します。
- また、くらし応援資金の活用策を充実させるとともに、その啓発活動を進めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	第2期養成	第3期養成	見直し	第4期養成	第5期養成	第6期養成
	運用開始・仕組みの充実 多様な主体への呼びかけ			活用策の充実	実施	〃
				啓発策の検討	実施	〃

★重点

計画図書P.55

送付先変更に係る手続き事務のスマート化

(旧名称：送付先変更に係る手続き事務の簡素化)
豊田市
(担当部署) デジタル化推進本部

- 「豊田市デジタル強靱化戦略」に基づき、「スマート窓口＝行かない・書かない・待たない窓口」の実現に向けた取組の一環として、送付先変更に係る手続き事務のスマート化を進めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	課題整理	対応策の検討	実施	全庁的な手続き対応のあり方の中での検討・実施		
	(実績) コロナ禍の給付金、ワクチン接種券の送付先変更事務を対応					

◇懸案から移行

★重点

計画図書P.47

高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり

支援者 専門職 センター 豊田市
(担当部署) 福祉総合相談課、介護保険課、障がい福祉課

- 高齢者や障がい者虐待ケースにおいて、関係部署が連携して対応するとともに、専門的な助言が得られる仕組みづくりを進めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	懸案事項	〃	〃	課題整理	実施方策の検討	実施
	(実績) 虐待研修の実施、虐待事例の現状把握					

◇懸案から移行

★重点

計画図書P.45

消費生活センターとの連携策の構築

(旧名称：消費生活センターとの連携策の検討)
支援者 専門職 センター 豊田市
(担当部署) 福祉総合相談課、消費生活センター

- 消費生活センターにおける消費生活相談から、権利擁護支援が必要な市民を適切な相談機関につなげる仕組みを構築します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	懸案事項	〃	〃	課題整理	実施方策の検討	実施
	(実績) 相談事例の情報共有					

◇懸案

計画図書P.52

新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討

- 本人にとってふさわしい成年後見人等の担い手を確保するため、社会福祉法人などの法人が後見受任できるように必要な取組を進めます。

●計画の進行管理

- 「重点取組」については、毎年度の取組指標を掲げており、その進捗状況を確認していきます。
- 「基礎取組」については、毎年度末に実績値を確認し、実績管理を行います。
- 「懸案事項」については、あらかじめ検討時期を設定したうえで、それに応じた検討状況を「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」に報告し、方向性を確認しながら進めていきます。